

秋田市メガソーラー事業仕様書

1 事業項目

- (1) 秋田市メガソーラー事業（以下「本事業」という。）に係るすべての設計、施工、工事監理等一式
- (2) 本事業の履行に必要なすべての関連機関との協議および申請手続（接続契約申込、設備認定等）一式
- (3) 本事業に係るすべての設備機器の法定点検、定期点検、部品交換、保証等を含むメンテナンス一式
- (4) 本事業に係る施設全体の維持管理一式
- (5) その他、本事業実施に必要なすべての事項

2 事業用地

- (1) 面積 約3.5ha
- (2) 所在地 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1ほか
(秋田市総合環境センター内 一般廃棄物最終処分場跡地)

3 メガソーラー施設建設工事

- (1) 工事期間等
 - ア 工事期間は、契約日の翌日から平成25年9月30日までとする。
 - イ 平成25年3月31日までに、電気事業者への連系接続契約申込手続を完了するとともに、経済産業大臣の設備認定を得ること。
 - ウ 工事期間中に、本事業の開始に必要な試運転、完成検査、関係機関への手続および承認等のすべてを完了すること。
 - エ 平成25年10月1日から市が発電および売電を開始できること。
ただし、災害又は事故等により、本事業に係る資材等の調達ができないなど、不測の事態が発生した場合に限り、市長の承認を得たうえで、発電および売電の開始期日を延期できるものとする。
- (2) 設備機器
 - ア 発電出力は、太陽光発電システム設置容量で2.0MW未満とすること。
 - イ 年間発電量は、1,757,500kWh以上を原則とすること。（パワーコンディショナーからの出力で、「JIS C8907太陽光発電システムの発電電力量推定方法」による。）
 - ウ 設備機器については、効率性が高く、積雪地においても十分な発電量を確保できる製品を選択することとし、製品の性能、耐久性、信頼性および製造メーカーの保守体制等を重視すること。
- (3) 系統連系
 - ア 系統連系は、高圧連系（6.6kV）とする。
 - イ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく全量売電が可能なシステム構成とすることとし、大規模災害時等の停電の際には、パワーコンディショナーから電力供給（100V）が行えること。

ウ 「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に基づくこと。

エ 電力会社と協議を行うこと。

オ 系統連系に係る工事負担金等は、事業に含めること。

(4) 基礎、架台

基礎、架台は事業用地に最適な工法を採用し、建築基準法の要件を満たすことのほか、経済性、耐久性、十分な強度を確保するとともに、積雪対策など、本施設の安全管理上必要な措置を講じること。

また、地下にある廃棄物による生活環境保全上の支障が出ないように施工、管理すること。

(5) 施設管理方法

メガソーラー施設は無人管理（遠隔監視）とし、リース期間中、施設の運転状況について常に事業者がモニタリングできるようなシステムを構築すること。このために必要とされる費用も事業に含めること。

(6) データ収集、情報発信

ア 運転データ等はデータ収集装置により収集し、発電量等の情報をインターネットを利用して情報発信、確認ができるシステムを構築すること。

イ データ計測の方法は「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業システム計測指針」に基づくこと。

ウ データ収集、情報発信に必要なとされる機器の費用も事業に含めること。

(7) その他、付帯工事、設備等

ア 施設全体を囲う安全柵（高さは発電施設の保安規定等に準じること）を、必要に応じて設けること。

イ 必要に応じて整地を行うこと。

ウ 施設の概要、太陽光発電に関する普及啓発の説明看板を設置すること。

エ 外灯、電話（光回線）等の必要とされる工事を行うこと。

オ 現状からの工事開始とするため、必要に応じて地質調査等を行うこと。

カ パワーコンディショナー、昇圧変圧器、その他の設備等の設置については、建築確認申請を必要としない仕様とすること。

キ 変圧器等の周りに安全柵を設けること。

ク 施設内の雑草対策を講じること。

ケ 発電所の名称は、本市が決定する。

(8) 協議、申請

ア 関係法令、規格等に基づき、関係機関、電力会社等との協議、申請事務等を行うこと。

イ 事務手続に必要な費用も事業に含めること。

(9) 適用規格、法規等

本工事の設計および施工にあたっては、関連法令等を遵守すること。

ア 労働基準法

イ 労働安全衛生法

ウ 電気事業法

- エ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- オ 消防関係法規
- カ 建築基準法
- キ 日本工業規格（J I S）
- ク 日本電機工業会標準規格（J E M）
- ケ 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- コ 日本電線工業会規格（J C S）
- サ （財）電気安全環境研究所（J E T）認証
- シ 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン
- ス 消費税法
- セ その他、関連する規格、法規等

4 リース

(1) リース期間

- ア リース期間は、平成25年10月1日から平成45年9月30日までの20年間とする。
- イ リース料金の支払いは、売電収入入金時から行うものとし、各年度における支払時期および回数は、提案によるものとする。

(2) 単年度リース料金の上限

- ア 単年度リース料金の上限は、73,800千円（税込）以内の金額とすること。
- イ 単年度リース料金（税込）は、初年度を含む当該年度の年間推定売電金額（税込）以下の金額とすること。（年間推定売電金額は「秋田市メガソーラー事業企画提案募集要項11(5)ア(ウ)」による金額とする）
- ウ 消費税は、5%で計算することとし、消費税率の増減があった場合には、本市と協議のうえ、増減に合わせた消費税率を加算するものとする。

(3) リース料金に含まれる費用

- ア メガソーラーの設備費（物品、建設工事（整地を含む））および金利
- イ 保険費用（動産総合保険、地震保険、日照不足補償など）
- ウ 保守、サービス費用（法定点検、定期点検、部品交換、予防保全、緊急修理、その他メンテナンス一式）
- エ 遠隔監視、データ収集、ホームページでの公表、発電状況表示機器、実績報告に係る費用
- オ 電力会社への系統連系に係る費用（負担金、協議・申請手続等一切を含む。）
- カ 電気事業法に基づく電気主任技術者の選任、保安規定届出等に係る費用
- キ 施設全体の維持管理費用一式（施設内の雑草処理、安全・防犯対策、補修、発電の妨げとなる事象への対応等に係る費用）
- ク メガソーラー施設に係る固定資産税
- ケ リース契約期間終了後の施設機器解体撤去費用
- コ 緊急時の対応に係る費用
- サ その他（本事業に必要な費用）

5 保証

- (1) 遠隔監視や保守点検等により提案する年間推定売電量を確保できるよう努めるとともに、定期的に交換が必要な部品については、予防保全として交換時期より前に交換するなどの対応を行うものとする。
- (2) メガソーラー施設に不具合が発生した場合は、事業者が速やかにこれに対応し、提案する年間推定売電量を確保できるよう対処するものとする。